

# 北広島市社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程

平成 29 年 4 月 1 日施行

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、社会福祉法人北広島市社会福祉協議会定款第 10 条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

**第 2 条** 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、北広島市社会福祉協議会旅費支給規程により費用を弁償する。

(改廃)

**第 3 条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。